

県民局建設部等技術審査部会設置要領

(目的)

第1条 県民局建設部等（以下「建設部等」という。）が発注する建設工事に関する事項について調査、選定、検討するため、建設部等に技術審査部会（以下「部会」という。）を設置する。

(調査、選定及び検討事項)

第2条 部会は、次の事項について調査、選定、検討する。

- (1) 総合評価落札方式における落札者決定基準の設定並びに技術資料の審査及び評価に関すること。
- (2) 建設工事の技術的事項に関すること。
- (3) 苦情処理に関すること。
- (4) その他必要と認められること。

(組織)

第3条 部会は、建設部等の別表第1に掲げる会長及び委員をもって構成する。

(職務)

第4条 会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、県民局建設部にあつては副部長（技術）、水島港湾事務所にあつては次長（技術）の職にある者がその職務を代理する。
- 3 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名した者がその職務を代理することができる。

(会議)

第5条 部会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第6条 部会の事務は、建設部等の別表第1に掲げる事務局において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第6条関係）

県民局建設部が発注する建設工事

会長	委員	事務局
建設部長	副部長（技術）、参事（検査担当）、建設企画課長、発注担当工務課長、その他会長が特に必要と認める者	建設企画課、発注担当工務課等

県民局建設部（地域事務所に所在する課室等）が発注する建設工事

会長	委員	事務局
建設部長	副部長（技術）、地域建設部長（全地域）、建設企画課長、その他会長が特に必要と認める者	建設企画課、発注担当地域工務課等

水島港湾事務所が発注する建設工事

会長	委員	事務局
水島港湾事務所長	次長（技術）、工務課長、その他会長が特に必要と認める者	企画審査課、工務課